

ガイドライン基準の新旧対照（屋外広告物関係分）

区 域	景 観 ポイント	改 訂 前	改 訂 後
市街地 ゾ ー ン	C、D、 E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小看板やノボリの除去や整理を誘導します。</li> <li>・屋外広告物の掲出に当たっては、配置、規模、色彩等において、景観の調和を図ります。</li> </ul> <p>&lt;景観ポイント C、D、E&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上、重要な地点であるため、屋外広告物の視認限界距離とされる概ね100mの範囲には、新たな広告物を設置しないよう指導・誘導に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物の掲出に当たっては、配置、規模、色彩等において、周辺景観との調和を図ります。 〔小看板類の規格の統一化や整理・集合化などを図る。〕</li> <li>・ノボリはできるだけ使用しないように努めます。</li> </ul> <p>&lt;景観ポイント C、D、E&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上、重要な交差点であるため、周辺景観との調和に努め、概ね100mの範囲には、新たな屋外広告物を設置しないよう指導・誘導に努めます。</li> </ul>
空港周辺 ゾ ー ン	A、B、 F、I  I は 追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物の掲出に当たっては、配置、規模、色彩等において、景観の調和を図ります。</li> </ul> <p>&lt;景観ポイント B&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上、重要な地点であるため、屋外広告物の視認限界距離とされる概ね100mの範囲には、新たな広告物を設置しないよう指導・誘導に努めます。</li> </ul> <p>&lt;景観ポイント F&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小看板類の整理・集合化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物の掲出に当たっては、配置、規模、色彩等において、周辺景観との調和を図ります。 〔小看板類の規格の統一化や整理・集合化などを図る。〕</li> <li>・ノボリはできるだけ使用しないように努めます。</li> </ul> <p>&lt;景観ポイント A、I&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上、重要な地点（交差点）であるため、屋外広告物の掲出に当たっては周辺景観との調和に努めます。</li> </ul> <p>&lt;景観ポイント B、F&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上、重要な交差点であるため、周辺景観との調和に努め、概ね100mの範囲には、新たな屋外広告物を設置しないよう指導・誘導に努めます。</li> </ul>

区 域	景 観 ポイント	改 訂 前	改 訂 後
自然景観 ゾ ー ン	G、H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の掲出に当たっては、集合化等によって景観に調和するよう誘導に努めます。</li> </ul> <p>&lt;景観ポイント G、H&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小看板類の整理や集合化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物の掲出に当たっては、配置、規模、色彩等において、景観との調和を図ります。 〔小看板類の規格の統一化や整理・集合化などを図る。〕</li> <li>・ ノボリはできるだけ使用しないように努めます。</li> <li>・ 屋外広告物の照明は、点滅させないなど野生動物への配慮に努めます。</li> </ul> <p>&lt;景観ポイント G、H&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観形成上、重要な交差点であるため、屋外広告物の掲出に当たっては周辺景観との調和に努めます。</li> </ul>
空港構内 ゾ ー ン 新 設	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物の掲出に当たっては、配置、規模、色彩等において、周辺景観との調和を図ります。</li> </ul> <p>&lt;空港ターミナルビル（付帯施設含む）及び駐車場内&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノボリ、立看板は、掲出ししないものとします。</li> <li>・ 地上広告は、屋根付き通路内のみ掲出できるものとします。 〔ただし、自家用広告物の場合は屋根付き通路以外も掲出できるものとする。〕</li> <li>・ 屋上広告は、空港ターミナルビル連絡施設のみ掲出できるものとします。</li> <li>・ 屋上広告物及び壁面広告物のデザイン及び表示内容は、空港の美観、風致に配慮することとします。</li> </ul> <p>&lt;その他区域（空港ターミナルビル（付帯施設含む）及び駐車場内を除く地域）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用広告物のみ掲出できるものとします。</li> </ul>

区 域	景 観 ポイント	改 訂 前	改 訂 後
共 通	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の形状・色調・意匠は、周辺の景観に調和したものとす る。</li>   <li>・ 材質は堅牢なものを使用し、汚 れ、退色、破損等により、景観 を阻害しないように努める。</li>   <li>・ 窓面利用広告、テント広告、ノ ボリ、ぼんぼり等、できるだけ 使用しないように努める。</li>   <li>・ アクセス沿道景観形成上重要な 交差点内(100m)は、新規の広 告物の抑制に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物の形状・色調・意匠 は、周辺の景観に調和したもの とする。</li>   <li style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           具体例            ~ 色調は、派手な色彩を避 け、周辺景観との調和に 配慮する。         </li>   <li>・ 材質は堅牢なものを使用し、汚 れ、退色、破損等により、景観 を阻害しないよう努める。</li>   <li style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           具体例            ~ 汚れ、退色が目立つもの は塗り直しを行う。            ~ 破損しているものは、危 険となるので撤去、修復 を行う。         </li>   <li>・ 交通安全上の配慮をする。</li> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           具体例            ~ 信号や道路標識の視認を 阻害しない。            ~ 走行車両から見て案内標 識と重ならないように配 慮する。         </li>   <li>・ 外国人観光客に配慮し、案内用 広告物にはピクトグラム（絵文 字）や英語等の表記に努める。</li> </ul>